

# 付 録 資 料

付録 1 国内周波数分配の脚注

付録 2 国際周波数分配の脚注

付録 3 平成 23 年度 電波の利用状況調査の調査票

## 付録 1 国内周波数分配の脚注

J1

9kHz 未満の周波数の割当ては、9kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2

海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局による A1A 又は F1B 電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B 又は J7B 電波の発射をすることができる。

J3

この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合、有害な混信からの保護を与えられる。

J4

固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C 又は F3C の電波発射に限る。

J5

海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C 又は F3C の電波発射に限る。

J5A

135.7—137.8kHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方幅ふく射電力で 1W を超えることなく、無線通信規則第 5.67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J6

この周波数帯の海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J7

450—460kHz の周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J8(未使用)

J9

490kHz、518kHz 及び 4209.5kHz の周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続き(決議第 339(WRC—97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J10

490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による 415—495kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J11

495—505kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

J11A

495—505kHz の周波数帯における海上移動業務以外の移動業務の使用は、当該周波数帯の海上移動業務及び隣接周波数帯に分配されている業務に、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定められている 490kHz 及び 518kHz の周波数の使用に関する規定を考慮して、有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J12

518kHz の周波数は、海岸局が狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用により、船舶向けに気象警報、航行警報及び緊急情報を送信するためにのみ使用することができる。

J13

放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における MF 帯並びに第一地域における LF 帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975 年、ジュネーブ)(昭和 51 年郵政省告示第 810 号)に合致することを条件とする。

J14

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際遭難周波数とする。

J15

2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用できる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5—2190.5kHz とする。

J16

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する現行の手續に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J17

2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しを使用する国際遭難周波数とする。

J18

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J19

3155—3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J20

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J21

4209.5kHzの周波数は、海岸局が狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用により、船舶向けに気象警報、航行警報及び緊急情報を送信するためにのみ使用することができる。

J22

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz及び26100.5kHzの周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする。

J23

A1A電波4630kHzの周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J24

5900—5950kHz、7300—7350kHz、9400—9500kHz、11600—11650kHz、12050—12100kHz、13570—13600kHz、13800—13870kHz、15600—15800kHz、17480—17550kHz及び18900—19020kHzの周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の規定の手続が適用される。また、決議第517(WRC—07、改)に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J25

5900—5950kHzの周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で航空移動(R)業務を除く移動業務の局に使用することができる。

J26

6765—6795kHz(中心周波数6780kHz)、61—61.5GHz(中心周波数61.25GHz)、122—123GHz(中心周波数122.5GHz)及び244—246GHz(中心周波数245GHz)の周波数帯は、ITU—Rの研究結果を踏まえて産業科学医療用(ISM)装置にも使用することとする。なお、6765—6795kHz(中心周波数6780kHz)、122—123GHz(中心周波数122.5GHz)及び244—246GHz(中心周波数245GHz)の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J26A

6765—7000kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。同日後に、この周波数帯は、一次業務で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

J26B

7100—7200kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次業務で放送業務に分配する。

J27(未使用)

J27A

7350—7450kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。同日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J28

7995—8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J28A

7450—8100kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

J29

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J30(未使用)

J31

21870—21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J32

13360—13410kHz、25550—25670kHz、37.5—38.25MHz、73—74.6MHz、322—328.6MHz、406.1—410MHz、608—614MHz、1330—1400MHz、1610.6—1613.8MHz、1660—1670MHz、1718.8—1722.2MHz、2655—2690MHz、3260—3267MHz、3332—3339MHz、3345.8—3352.5MHz、4825—4835MHz、4950—4990MHz、4990—5000MHz、6650—6675.2MHz、10.6—10.68GHz、14.47—14.5GHz、22.01—22.21GHz、22.21—22.5GHz、22.81—22.86GHz、23.07—23.12GHz、31.2—31.3GHz、31.5—31.8GHz、36.43—36.5GHz、42.5—43.5GHz、42.77—42.87GHz、43.07—43.17GHz、43.37—43.47GHz、48.94—49.04GHz、76—86GHz、92—94GHz、94.1—100GHz、102—109.5GHz、111.8—114.25GHz、128.33—128.59GHz、129.23—129.49GHz、130—134GHz、136—148.5GHz、151.5—158.5GHz、168.59—168.93GHz、171.11—171.45GHz、172.31—172.65GHz、173.52—173.85GHz、195.75—196.15GHz、209—226GHz、241—250GHz 及び 252—275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能なすべての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照)。

J33

13553—13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957—27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66—40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、2400—2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725—5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24—24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。

J34(未使用)

J35

15995—16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J36

23200—23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J37

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8—75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

J37B

108—117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動業務(R)にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第413(WRC—07、改)の規定に従わなければならない。108—112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、認知された国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

J38(未使用)

J39(未使用)

J40

この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J41

118—118.875MHz、121.6—121.975MHz 及び 124.3—124.375MHz の周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J42

132—136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J43

この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05—153MHz、322—328.6MHz、406.1—410MHz 及び 608—614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能なすべての措置を執らなければならない。

J43A

137—138MHz、400.15—401MHz、1525—1610MHz 及び 21.4—22GHz の周波数帯は、決議第739(WRC—07、改)の規定を適用する。

J44

移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J45

移動衛星業務による 137—138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J46

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J47

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J48

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148—149. 9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

J49

この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

J50

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、149. 9—150. 05MHz 及び 399. 9—400. 05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。

J51

無線航行衛星業務によるこの周波数帯の発射は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

J52

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149. 9—150. 05MHz 及び 399. 9—400. 05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

J53

149. 9—150. 05MHz 及び 399. 9—400. 05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務に対する分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。

J54

156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J55

156. 8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J56

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J56A

161.9625—161.9875MHz 及び 162.0125—162.0375MHz の周波数帯は、海上移動業務で運用されている局からの自動識別システム(AIS)の発信を受信するために、二次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する(無線通信規則付録第 18 号参照)。

J57

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J58

この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。

J58B

この周波数帯は、移動業務(電気通信業務用)に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J58C

806—960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC—07、改)及び決議第 749(WRC—07)参照)。

J59

243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J60

247.9—250.2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J60A

小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J61

この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J62

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J63

400.1MHz の標準周波数の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。



J64

この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J65

移動衛星業務による 400.15—401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J66

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J67

この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J68

宇宙研究業務によるこの周波数の使用は、有人宇宙船の軌道上から 5km の範囲内の通信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J69

この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J70

435—438MHz、1260—1270MHz、2400—2450MHz 及び 5650—5670MHz の周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260—1270MHz 及び 5650—5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J70A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260—1 に従うものとする。さらに、この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務として運用を何ら損なうものではない。

J70B

移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J71

449.75—450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J72

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J73

460—470MHz 及び 1690—1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J73A

陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012 年 7 月 25 日からとする。

J74

730—770MHz の周波数帯は、2012 年 7 月 25 日以降、IMT に使用することができる。

J74A

この周波数帯の IMT—2000 を提供する無線局は、2012 年 7 月 24 日までは、別表 10—2 の周波数帯以外の二周波方式で運用することができる。

J74B

この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012 年 7 月 24 日までは、その運用を継続することができる。

J75

608—614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J75A(未使用)

J75B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012 年 7 月 24 日までに限る。

J75C

1164—1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC—07、改)の規定に従って運用するものとし、960—1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21.18 号の規定を適用する。

J75D

無線通信規則第 5.328B を参照すること。

J75E

陸上移動業務によるこの周波数帯のうち 10MHz 幅は、高度道路交通システムによる使用とし、可能な限り低い周波数帯に配置する。

## 付録2 国際周波数分配の脚注

5. 53

9kHz 未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、9kHz を超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5. 54

9kHz 未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能なすべての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5. 55

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14—17kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14—19.95kHz 及び 20.05—70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72—84kHz 及び 86—90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ロシア、グルジア、カザフスタン、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

5. 57

海上移動業務による 14—19.95kHz、20.05—70kHz、70—90kHz(第一地域では 72—84kHz 及び 86—90kHz)の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る(種別 A1A 及び F1B 電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において種別 A1A 又は F1B 電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別 J2B 又は J7B 電波の発射が許される。

5. 58

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67—70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 59

業務の種類地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する 70—72kHz 及び 84—86kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 60

70—90kHz(第一地域では 70—86kHz)及び 110—130kHz(第一地域では 112—130kHz)の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。

5. 61

第二地域では、70—90kHz 及び 110—130kHz の周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 62

90—110kHz の周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5. 63(未使用)

5. 64

90—160kHz(第一地域では 90—148. 5kHz)の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び 110—160kHz(第一地域では 110—148. 5kHz)の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別 A1A、F1B、A2C、A3C、F1C 又は F3C 電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110—160kHz(第一地域では 110—148. 5kHz)の間の周波数帯で種別 J2B 又は J7B 電波の発射も許される。

5. 65

業務の種類地域差：バングラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による 112—117. 6kHz 及び 126—129kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 66

業務の種類地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による 115—117. 6kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 67

付加分配：モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、130—148. 5kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。

5. 67A

135. 7—137. 8kHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻ふく射電力が 1W を超えることなく、無線通信規則第 5. 67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 67B

アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、リビア、レバノン、シリア、スーダン及びチュニジアにおける 135. 7—137. 8kHz の周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135. 7—137. 8kHz の周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5. 68

代替分配：アンゴラ、ブルンジ、コンゴ共和国、マラウイ、コンゴ民主共和国、ルワンダ及び南アフリカ共和国では、160—200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 69

付加分配：ソマリアでは、200—255kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エチオピア、ケニア、

レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエでは、200—283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

#### 5.71

代替分配：チュニジアでは、255—283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。

#### 5.72

極冠じょう乱の影響を受ける北方地方(北緯 60 度以北)に位置するノルウェーの固定業務の局は、283.5—490kHz 及び 510—526.5kHz の周波数帯のうち 4 つの周波数で運用を継続することができる。

#### 5.73

海上無線航行業務による 285—325kHz (第一地域では 283.5—325kHz) の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。

#### 5.74

追加分配：第一地域では、285.3—285.7kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

#### 5.75

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315—325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

#### 5.76

410kHz の周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405—415kHz の周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406.5—413.5kHz の周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

#### 5.77

業務の種類地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア及びスリランカでは、415—495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435—495kHz の周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない(無線通信規則第 52.39 号参照)。

#### 5.78

業務の種類地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による 415—435kHz の周波数の分配は、一次的基礎とする。

#### 5.79

海上移動業務による 415—495kHz 及び 505—526.5kHz (第二地域では 505—510kHz) の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

5. 79A

490kHz、518kHz 及び 4209.5kHz の周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構(IMO)の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される(決議第 339(WRC—07、改)参照)。

5. 80

第二地域では、航空無線航行業務による 435—495kHz の周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5. 81(未使用)

5. 82

海上移動業務において、490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。航空無線航行業務による 415—495kHz の周波数帯の使用にあたり、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。

5. 82A

495—505kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

5. 82B

495—505kHz の周波数帯の使用を海上移動業務以外の業務に認める主管庁は、当該周波数帯の海上移動業務又は隣接周波数帯が分配されている業務に、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定められている 490kHz 及び 518kHz の周波数の使用に関する条件に特に留意して、有害な混信を生じさせないこととする。

5. 83(未使用)

5. 84

海上移動業務における 518kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 85(未使用)

5. 86

第二地域では、525—535kHz の周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は 1kW、夜間は 250W を超えてはならない。

5. 87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド及びジンバブエでは、526.5—535kHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 87A

付加分配：ウズベキスタンでは、526.5—1606.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了まで

に限る。

5. 88

付加分配：中華人民共和国では、526. 5—535kHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 89

第二地域では、放送業務の局による 1605—1705kHz の周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。

1625—1705kHz の周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当ての審査は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5. 90

1605—1705kHz の周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5. 91

付加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606. 5—1705kHz の周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 92

第一地域の一部の国は、1606. 5—1625kHz、1635—1800kHz、1850—2160kHz、2194—2300kHz、2502—2850kHz 及び 3500—3800kHz の周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻ふく射電力は、50W を超えてはならない。

5. 93

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625—1635kHz、1800—1810kHz 及び 2160—2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 94(未使用)

5. 95(未使用)

5. 96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715—1800kHz 及び 1850—2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えるこ

とを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

#### 5. 97

第三地域では、ロラン方式は、1825—1875kHz 又は 1925—1975kHz を占有周波数帯として、1850kHz 又は 1950kHz のいずれかで運用する。1800—2000kHz の周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz 又は 1950kHz で運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

#### 5. 98

代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、モルドバ、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810—1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

#### 5. 99

付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、セルビア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810—1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

#### 5. 100

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810—1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。

#### 5. 101

代替分配：ブルンジ及びレソトでは、1810—1850kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

#### 5. 102

代替分配：ボリビア、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、1850—2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

#### 5. 103

第一地域では、1850—2045kHz、2194—2498kHz、2502—2625kHz 及び 2650—2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

#### 5. 104

第一地域では、気象援助業務による 2025—2045kHz の周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。

#### 5. 105

グリーンランドを除く第二地域では、2065—2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、でき



るだけ 2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz 及び 2103.5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068.5kHz 及び 2075.5kHz の搬送周波数は、2072—2075.5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52.165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

#### 5.106

第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHz までの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

#### 5.107

付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エチオピア、イラク、レソト、リビア、ソマリア及びスワジランドでは、2160—2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

#### 5.108

2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173.5—2190.5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

#### 5.109

2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

#### 5.110

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

#### 5.111

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手續に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数も同様とする。もっとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

#### 5.112

代替分配：デンマーク、マルタ、セルビア及びスリランカでは、2194—2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

#### 5.113

放送業務による 2300—2495kHz (第一地域では 2300—2498kHz)、3200—3400kHz、4750—4995kHz 及び 5005—5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第 5.16 号から第 5.20 号まで、第 5.21 号及び第 23.3 号から第 23.10 号までを参照すること。

#### 5.114

代替分配：デンマーク、イラク、マルタ及びセルビアでは、2502—2625kHz の周波数帯は、一次

的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 115

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第 31 条の規定に従い、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

5. 116

主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャンネルを設けるため、3155—3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155—3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャンネルを割り当てることができる。

3000—4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。

5. 117

代替分配：コートジボワール、デンマーク、エジプト、リベリア、マルタ、セルビア、スリランカ及びトーゴでは、3155—3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 118

付加分配：アメリカ合衆国、メキシコ、ペルー及びウルグアイでは、3230—3400kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 119

付加分配：ホンジュラス、メキシコ及びペルーでは、3500—3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 120(未使用)

5. 121(未使用)

5. 122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、3750—4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 123

付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、3900—3950kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 124(未使用)

5. 125

付加分配：グリーンランドでは、3950—4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも 5kW を超えてはならない。

5. 126

第三地域では、3995—4005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 127

海上移動業務による 4000—4063kHz の周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る（無線通信規則第 52. 220 号及び付録第 17 号参照）。

5. 128

4063—4123kHz 及び 4130—4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063—4123kHz、4130—4133kHz 及び 4408—4438kHz の周波数帯で運用することができる。

5. 129(未使用)

5. 130

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 131

4209. 5kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5. 132

4210kHz、6314kHz、8416. 5kHz、12579kHz、16806. 5kHz、19680. 5kHz、22376kHz 及び 26100. 5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする（無線通信規則付録第 17 号参照）。

5. 133

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130—5250kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 134

5900—5950kHz、7300—7350kHz、9400—9500kHz、11600—11650kHz、12050—12100kHz、13570—13600kHz、13800—13870kHz、15600—15800kHz、17480—17550kHz 及び 18900—19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の手続が適用される。主管庁は、決議第 517(WRC—07、改)の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

5. 135(未使用)

5. 136

付加分配：5900—5950kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。

固定業務(全三地域)

陸上移動業務(第一地域)

航空移動(R)を除く移動業務(第二地域及び第三地域)

ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 137

6200—6213.5kHz 及び 6220.5—6525kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

5. 138

6765—6795kHz(中心周波数 6780kHz)、無線通信規則第 5.280 号に定める国を除く第一地域の 433.05—434.79MHz(中心周波数 433.92MHz)、61—61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122—123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244—246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に分配する。ISM のためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-R の最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

5. 138A

6765—7000kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5. 139

業務の種類地域差：2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765—7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 140

付加分配：アンゴラ、イラク、ケニア、ルワンダ、ソマリア及びトーゴでは、7000—7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア及びマダガスカルでは、7000—7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 141A

付加分配：ウズベキスタン及びキルギスでは、7000—7100kHz 及び 7100—7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

#### 5. 141B

付加分配：2009年3月29日後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100—7200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

#### 5. 141C

第一地域及び第三地域では、7100—7200kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。

#### 5. 142

2009年3月29日までは、第二地域でのアマチュア業務による7100—7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。同日後、第二地域でのアマチュア業務による7200—7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。

#### 5. 143

付加分配：7300—7350kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

#### 5. 143A

第三地域では、7350—7450kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、この周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

#### 5. 143B

第一地域では、7350—7450kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、7350—7450kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合幅ふく射電力が24dBWを超えない固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

#### 5. 143C

付加分配：2009年3月29日後に、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350—7400kHz及び7400—7450kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5. 143D

第二地域では、7350—7400kHzの周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009年3月29日後に、この周波数帯は、放送業務

に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局のうち、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもので、使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

#### 5. 143E

2009年3月29日までは、7450—8100kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。

#### 5. 144

第三地域では、7995—8005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

#### 5. 145

8291kHz、12290kHz及び16420kHzの搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。

#### 5. 146

付加分配：9400—9500kHz、11600—11650kHz、12050—12100kHz、15600—15800kHz、17480—17550kHz及び18900—19020kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

#### 5. 147

9775—9900kHz、11650—11700kHz及び11975—12050kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻ふく射電力が24dBWを超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

#### 5. 148(未使用)

#### 5. 149

主管庁は、13360—13410kHz、25550—25670kHz、37.5—38.25MHz、73—74.6MHz(第一地域及び第三地域)、150.05—153MHz(第一地域)、322—328.6MHz、406.1—410MHz、608—614MHz(第一地域及び第三地域)、1330—1400MHz、1610.6—1613.8MHz、1660—1670MHz、1718.8—1722.2MHz、2655—2690MHz、3260—3267MHz、3332—3339MHz、3345.8—3352.5MHz、4825—4835MHz、4950—4990MHz、4990—5000MHz、6650—6675.2MHz、10.6—10.68GHz、14.47—14.5GHz、22.01—22.21GHz、22.21—22.5GHz、22.81—22.86GHz、23.07—23.12GHz、31.2—31.3GHz、31.5—31.8GHz(第一地域及び第三地域)、36.43—36.5GHz、42.5—43.5GHz、48.94—49.04GHz、76—86GHz、92—94GHz、94.1—100GHz、102—109.5GHz、111.8—114.25GHz、128.33—128.59GHz、129.23—129.49GHz、130—134GHz、136—148.5GHz、151.5—158.5GHz、168.59—168.93GHz、171.11—171.45GHz、172.31—172.65GHz、173.52—173.85GHz、195.75—196.15GHz、209—226GHz、241—250GHz及び252—275GHzの周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照)。

5. 150

13553—13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957—27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66—40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、第二地域における 902—928MHz(中心周波数 915MHz)、2400—2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725—5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24—24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを条件とする。

5. 151

付加分配：13570—13600kHz 及び 13800—13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、グルジア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250—14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻ふく射電力を使用してはならない。

5. 153

第三地域では、15995—16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068—18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850—21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850—21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5. 155B

21870—21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5. 156

付加分配：ナイジェリアでは、22720—23200kHz の周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務(ラジオゾンデ)にも分配する。

5. 156A

23200—23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5. 157

海上移動業務による 23350—24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5. 158(未使用)

5. 159(未使用)

5. 160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、マラウイ、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びスワジランドでは、41—44MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 161

付加分配：イラン及び日本では、41—44MHz の周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 162

付加分配：オーストラリア及びニュージーランドでは、44—47MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 162A

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46—68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第 217 (WRC—97) に従って、ウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

5. 163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、チェコ、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47—48.5MHz 及び 56.5—58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配：アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47—68MHz の周波数帯、南アフリカ共和国では 47—50MHz の周波数帯、チェコでは 66—68MHz の周波数帯、ラトビア及びリトアニアでは 48.5—56.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。ま



た、当該放送局からの保護を要求してはならない。

5. 165

付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、モザンビーク、ソマリア、スーダン、タンザニア及びチャドでは、47—68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 166

代替分配：ニュージーランドでは、50—51MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配し、53—54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン、シンガポール及びタイでは、50—54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配：インドネシアでは、50—54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5. 168

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50—54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 169

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、マラウイ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、50—54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 170

付加分配：ニュージーランドでは、51—53MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 171

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド及びジンバブエでは、54—68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 172

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による 54—68MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 173

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による 68—72MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 174(未使用)

5. 175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68—73MHz 及び 76—87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68—73MHz 及び 76—87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68—74MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73—74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 178

付加分配：コロンビア、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73—74.6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6—74.8MHz 及び 75.2—75.4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 180

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てることを差し控えなければならない。航空機上の受信機の特性を向上させ、74.8MHz 及び 75.2MHz の境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5. 181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8—75.2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 182

付加分配：サモアでは、75.4—87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76—87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 184(未使用)

5. 185

業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76—88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 186(未使用)

5. 187

代替分配：アルバニアでは、81—87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960 年、ジュネーヴ)の最終文書に従って使用する。

5. 188

付加分配：オーストラリアでは、85—87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入にあたり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5. 189(未使用)

5. 190

付加分配：モナコでは、87. 5—88MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 191(未使用)

5. 192

付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100—108MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 193(未使用)

5. 194

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104—108MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

5. 195(未使用)

5. 196(未使用)

5. 197

付加分配：パキスタン及びシリアでは、108—111. 975MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号に基

づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

#### 5. 197A

108—117. 975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも分配される。この使用は、決議第 413(WRC—07、改)の規定に従わなければならない。なお、108—112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

#### 5. 198(未使用)

#### 5. 199(未使用)

#### 5. 200

117. 975—137MHz の周波数帯においては、121. 5MHz の周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123. 1MHz の周波数は 121. 5MHz の補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第 31 条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

#### 5. 201

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132—136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

#### 5. 202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ヨルダン、ラトビア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136—137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

#### 5. 203(未使用)

#### 5. 203A(未使用)

#### 5. 203B(未使用)

#### 5. 204

業務の種類地域差：アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、セルビア、シンガポール、タイ及びイエメンでは、137—138MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移

動(R)を除く移動業務に分配する(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.205

業務の種類地域差：イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)による 137—138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.206

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による 137—138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.207

付加分配：オーストラリアでは、137—144MHz の周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.208

移動衛星業務による 137—138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5.208A

137—138MHz、387—390MHz 及び 400.15—401MHz の周波数帯において移動衛星業務の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150.05—153MHz、322—328.6MHz、406.1—410MHz 及び 608—614MHz の周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能なすべての措置を執る。電波天文業務に対して有害とみなされるしきい値は、関連する ITU—R 勧告に示されている。

5.208B

137—138MHz、387—390MHz、400.15—401MHz、1452—1492MHz、1525—1610MHz、1613.8—1626.5MHz、2655—2670MHz、2670—2690MHz 及び 21.4—22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC—07、改)の規定を適用する。

5.209

移動衛星業務による 137—138MHz、148—150.05MHz、399.9—400.05MHz、400.15—401MHz、454—456MHz 及び 459—460MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星系に限る。

5.210

付加分配：イタリア、チェコ及び英国では、138—143.6MHz 及び 143.65—144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.211

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138—144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

#### 5. 212

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、リビア、ヨルダン、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スワジランド、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138—144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

#### 5. 213

付加分配：中華人民共和国では、138—144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

#### 5. 214

付加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン及びタンザニアでは、138—144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5. 215(未使用)

#### 5. 216

付加分配：中華人民共和国では、144—146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。

#### 5. 217

付加分配：アフガニスタン、バングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146—148MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

#### 5. 218

付加分配：148—149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

#### 5. 219

移動衛星業務による 148—149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148—149.9MHz の周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

#### 5. 220

移動衛星業務による 149.9—150.05MHz 及び 399.9—400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、149.9—150.05MHz 及び 399.9—400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。

#### 5. 221

148—149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、

大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リビア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

#### 5. 222

無線航行衛星業務による 149.9—150.05MHz 及び 399.9—400.05MHz の周波数帯は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

#### 5. 223

固定業務及び移動業務による 149.9—150.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるため、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

#### 5. 224(未使用)

#### 5. 224A

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9—150.05MHz 及び 399.9—400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

#### 5. 224B

無線航行衛星業務に対する 149.9—150.05MHz 及び 399.9—400.05MHz の周波数帯の分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。

#### 5. 225

付加分配：オーストラリア及びインドでは、150.05—153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

#### 5. 226

156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出(DSC)を利用した海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156.4875—156.5625MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号に定める。

156.8MHz の周波数は、海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156.7625—156.8375MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び付録第 18 号に定める。

156—156.4875MHz、156.5625—156.7625MHz、156.8375—157.45MHz、160.6—160.975MHz 及び 161.475—162.05MHz の周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない(無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録

第 18 号参照)。

海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156.8MHz 及び 156.525MHz の周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

5.227

付加分配：156.4875—156.5125MHz 及び 156.5375—156.5625MHz の周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5.227A

付加分配：161.9625—161.9875MHz 及び 162.0125—162.0375MHz の周波数帯は、海上移動業務で運用されている局からの自動識別システム(AIS)の発信を受信するために、二次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する(無線通信規則付録第 18 号参照)。

5.228(未使用)

5.229

付加分配：モロッコでは、162—174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981 年 1 月 1 日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

5.230

付加分配：中華人民共和国では、163—167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.231

付加分配：アフガニスタン、中華人民共和国及びパキスタンでは、167—174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5.232

付加分配：日本では、170—174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.233

付加分配：中華人民共和国では、174—184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.234

業務の種類地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務に対する 174—216MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。



5. 235

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン及びスイスでは、174—223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 236(未使用)

5. 237

付加分配：コンゴ共和国、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マラウイ、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174—223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 238

付加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200—216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 239(未使用)

5. 240

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216—223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 241

第二地域では、216—225MHz の周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990年1月1日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5. 242

付加分配：カナダでは、216—220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 243

付加分配：ソマリアでは、216—225MHz の周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 244(未使用)

5. 245

付加分配：日本では、222—223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223—230MHz の周波数帯は、一次的基礎(無線通信規則第 5.33 号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び陸上移動を除く移動業務に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223—235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 248(未使用)

5. 249(未使用)

5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225—235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230—235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 252

代替分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、230—238MHz 及び 246—254MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 253(未使用)

5. 254

235—322MHz 及び 335. 4—399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5. 255

移動衛星業務の 312—315MHz(地球から宇宙)及び 387—390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星系にも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整を条件とする。

5. 256

243MHz の周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5. 256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア、カザフスタン及びウクライナでは、258—261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5. 257

267—272MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

5. 258

航空無線航行業務による 328.6—335.4MHz の周波数帯の使用は、ILS(グライドパス用)に限る。

5. 259

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、328.6—335.4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 260

固定業務及び移動業務による 399.9—400.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を与え得ることを考慮し、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

5. 261

標準周波数 400.1MHz の±25kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5. 262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、400.05—401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 263

400.15—401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264

移動衛星業務による 400.15—401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

5. 265(未使用)

5. 266

移動衛星業務による 406—406.1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 267

406—406.1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

5. 268

宇宙研究業務による 410—420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による 5km の範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を  $\delta$ 、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$  に対しては  $-153\text{dB(W/m}^2)$ 、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$  に対しては  $-153 + 0.077(\delta - 5)\text{dB(W/m}^2)$ 、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$  に対しては  $-148\text{dB(W/m}^2)$  を超えてはならない。無線通信規則第 4.10 号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 269

業務の種類地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標定業務に対する 420—430MHz 及び 440—450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420—430MHz 及び 440—450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 271

付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420—460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

5. 272

業務の種類地域差：フランスでは、アマチュア業務に対する 430—434MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5. 273

業務の種類地域差：リビアでは、無線標定業務に対する 430—432MHz 及び 438—440MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5. 274

代替分配：デンマーク、ノルウェー及びスウェーデンでは、430—432MHz 及び 438—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア及びスロベニアでは、430—432MHz 及び 438—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、マレーシア、マルタ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも、430—435MHz 及び 438—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 278

業務の種類の地域差：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する 430—440MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 279

付加分配：メキシコでは、430—435MHz 及び 438—440MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260—1 に従うものとする。さらに、432—438MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。

5. 280

ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433. 05—434. 79MHz の周波数帯(中心周波数 433. 92MHz)は、産業科学医療(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯における ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うことを要する。

5. 281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433. 75—434. 25MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)に分配する。

5. 282

435—438MHz、1260—1270MHz、2400—2450MHz、3400—3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び 5650—5670MHz の周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第 5. 43 号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第 25. 11 号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による 1260—1270MHz 及び 5650—5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

5. 283

付加分配：オーストリアでは、438—440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 284

付加分配：カナダでは、440—450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 285

業務の種類の地域差：カナダでは、無線標定業務に対する 440—450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 286

449. 75—450. 25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）に使用することができる。

5. 286A

移動衛星業務による 454—456MHz 及び 459—460MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 286AA

450—470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される（決議第 224 (WRC—07、改) 参照）。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 286B

無線通信規則第 5. 286 号に掲げる国では 454—455MHz、第二地域では 455—456MHz 及び 459—460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454—456MHz 及び 459—460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 286C

無線通信規則第 5. 286D 号に掲げる国では 454—455MHz、第二地域では 455—456MHz 及び 459—460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454—456MHz 及び 459—460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 286D

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454—455MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

5. 286E

付加分配：カーボヴェルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454—456MHz 及び 459—460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

5. 287

海上移動業務による 457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz、467. 525MHz、467. 550MHz 及び 467. 575MHz の周波数は、船上通信局で使用できる。必要がある場合は、457. 5375MHz、457. 5625MHz、467. 5375MHz 及び 467. 5625MHz の追加周波数も使用する 12. 5kHz のチャンネル間隔で設計されている装置を、船上通信に導入できる。領水内におけるこれらの周波数の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とすることができる。使用装置の特性は、ITU—R 勧告 M. 1174—2 の規定に適合しなければならない。

5. 288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750MHz、467.775MHz、467.800MHz 及び 467.825MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU—R 勧告 M.1174—1 の規定に適合しなければならない。

5. 289

460—470MHz 及び 1690—1710MHz の周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。

5. 290

業務の種類地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する 460—470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 291

付加分配：中華人民共和国では、470—485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 291A

付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ、チェコ及びスイスでは、470—494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC—97)に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

5. 292

業務の種類地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務並びにアルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470—512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 293

業務の種類地域差：カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務に対する 470—512MHz 及び 614—806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。これらの国では、移動業務に対する 470—512MHz 及び 614—698MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470—512MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 294

付加分配：サウジアラビア、ブルンジ、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、ケニア、マラウイ、シリア、スーダン、チャド及びイエメンでは、470—

582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 295(未使用)

5. 296

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、コートジボワール、デンマーク、エジプト、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、リトアニア、マルタ、モロッコ、モナコ、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポルトガル、シリア、英国、スウェーデン、スイス、スワジランド及びチュニジアでは、470—790MHz の周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ及びメキシコでは、512—608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 298

付加分配：インドでは、549. 75—550. 25MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 299(未使用)

5. 300

付加分配：サウジアラビア、エジプト、イスラエル、リビア、ヨルダン、オマーン、シリア及びスーダンでは、582—790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 301(未使用)

5. 302

付加分配：英国では、590—598MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。航空無線航行業務の局に対するすべての新たな割当ては、隣接周波数帯から移行したものを含め、ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、モロッコ、ノルウェー及びオランダの各国の主管庁と調整を行うことを条件とする。

5. 303(未使用)

5. 304

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5. 10 号から第 5. 13 号まで参照)では、606—614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 305

付加分配：中華人民共和国では、606—614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。



5. 306

付加分配:アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608—614MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 307

付加分配:インドでは、608—614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 308(未使用)

5. 309

業務の種類地域差:コスタリカ、エルサルバドル及びホンジュラスでは、固定業務による 614—806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 310(未使用)

5. 311(未使用)

5. 311A

620—790MHz の周波数帯については、決議第 549(WRC—07)を参照。

5. 312

付加分配:アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、645—862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 313(未使用)

5. 313A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン及びシンガポールでは、698—790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

5. 313B

業務の種類地域差:ブラジルでは、698—806MHz の周波数帯の移動業務への分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5. 314

付加分配:オーストリア、イタリア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、英国及びスワジランドでは、790—862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 315

代替分配:ギリシャ、イタリア及びチュニジアでは、790—838MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

#### 5. 316

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、英国、シリア、セルビア、スウェーデン及びスイスでは、790—830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830—862MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。この分配は、2015年6月16日まで効力を有する。

#### 5. 316A

付加分配：スペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、790—830MHz の周波数帯、アンゴラ、バーレーン、ベナン、ボツワナ、コンゴ共和国、第一地域に属するフランス海外県、ガンビア、ガーナ、ギニア、クウェート、レバノン、レソト、マラウイ、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、ポーランド、カタール、ルワンダ、セネガル、スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、790—862MHz の周波数帯、グルジアでは、806—862MHz の周波数帯並びにリトアニアでは、830—862MHz の周波数帯を、航空移動業務を除く移動業務にも一次的基礎で分配するが、この分配は、適宜、無線通信規則第 9. 21 号及び GE06 合意の下で得られた、関係主管庁の合意に従うことを条件としており、関係主管庁には、適切であれば無線通信規則第 5. 312 号に定める主管庁が含まれるものとされる。この脚注に掲げるそれぞれの周波数帯との関係で言及された国の移動業務の局は、その周波数帯との関係で言及されている国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に許容できない混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。リトアニアとポーランドにおける、この分配に基づいた移動業務への周波数の割当ては、ロシアとベラルーシの合意がなければ使用されないものとする。この分配は 2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

#### 5. 316B

第一地域においては、790—862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への一次的基礎による分配は、2015 年 6 月 17 日から発効し、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 合意の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224(WRC—07、改)及び決議第 749(WRC—07)が適用される。

#### 5. 317

付加分配：第二地域(ブラジル及びアメリカ合衆国を除く。)では、806—890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

#### 5. 317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698—960MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790—960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC—07、改)及び決議第 749(WRC—07)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

## 総務省

# 平成 23 年度 電波の利用状況調査について

## 1. 本調査票について

### 1.1 本調査の目的

この調査は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 第 1 項に基づき実施するものです。回答いただいた情報は、電波の利用状況調査の結果集計及び評価を実施するためのみに使用します。

### 1.2 調査票による調査事項

この調査票では、電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条第 1 項第 5 号から第 8 号に掲げる事項を調査します。

### 1.3 調査基準日等

調査基準日は平成 23 年 3 月 1 日とし、調査基準日において開設している 770MHz 以下の周波数を使用する電波利用システムごとに調査を行うものとし、調査の各設問は、原則、調査基準日における電波利用システムの使用実態等についてお伺いしています。ただし、別途基準日又は基準期間を定めている設問については、その指定に従って回答して下さい。

## 2. 調査票の構成及び注意事項

本調査票は、調査対象となるすべての電波利用システムに対応しています。

### 2.1 調査票の構成について

本調査票は、① 免許人情報等を記入する「基本情報記載欄」、② すべての電波利用システムで回答していただく設問（以下、「共通調査事項」）、③ 個々の電波利用システムのみ回答していただく設問（以下、「個別調査事項」）から構成されています。

まず、全ての電波利用システムが記入対象となる基本情報記載欄と共通調査事項に回答いただき、次いで個別調査事項に進みます。個別調査事項は、6 ページ及び 7 ページの「電波利用システム一覧」に示すグループごとに該当ページが記載されておりますので、その指示に従って回答して下さい。

最後に、本調査に関してご意見等ございましたら、31 ページの欄内にご記入下さい。

### 2.2 複数の電波利用システムの場合

本調査票はすべての電波利用システムに対応しています。

開設している電波利用システムが複数ある場合には、電波利用システムごとに回答して下さい。（本調査票をコピーしたものでも可。）

### 2.3 基本情報の記載について

基本情報記載欄は、回答していただく内容が、どの免許人、電波利用システムについてのものかを正確に識別し、管理するために設定しています。

免許人情報については、調査対象の免許人名、管理コード（調査依頼通知書を参照のこと）、記入者住所等を指定の欄に記入して下さい。

調査対象情報については、調査対象リスト「電波利用システム一覧」（6 ページ及び 7 ページ）に掲載されている電波利用システムの調査票 ID 及び名称をご記入願います。調査対象となる電波利用システムは調査依頼通知書を参照願います。

（記入例）

「その他の防災無線(固定局)150MHz」の場合。

【調査対象】

調査票 ID	電波利用システム
2-1	その他の防災無線(固定局)150MHz

【電波利用システム一覧】

	調査票 ID	電波利用システム
2	2-1	その他の防災無線(固定局)150MHz
	2-2	その他の防災無線(基地局・携帯基地局)150MHz
	2-3	県防災端末系無線(固定局)150MHz
	2-4	県防災端末系無線(固定局)400MHz

### 2.4 回答の記載について

#### ➤ 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。

（注2） 「故障対策」の対象は無線機器とします。

（記入例）

地震対策及び故障対策は全ての無線局で、火災対策は一部の無線局で行っているが、水害対策は行っていない場合。

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消化設備 の設置等)	水害対策 (地上2階以上に 設置や防水扉に よる対策等)	故障対策 (代替用予備機 の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 ○ 】	【     】	【     】	【 ○   】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【     】	【 ○   】	【     】	【     】
3. 対策を行っていない	【     】	【     】	【 ○   】	【     】

➤ 通信を行わない時間帯

『通信を行わない時間帯』の設問では、全ての無線局で通信を行わない時間帯がある場合に、当該時間帯を記入例により塗りつぶして下さい。緊急時のみ通信を行う無線局等、平時においてすべての無線局が 24 時間通信を行っていない電波利用システムの場合は、回答欄の「24 時間」を○で囲んで、塗りつぶしを省略することもできます。

(記入例)

全ての無線局で通信を行わない時間帯を塗りつぶして下さい。

無線局A ← 通信を行う時間 → ← 通信を行わない時間 → ← 通信を行う時間 →  
無線局B ← 通信を行う時間 → ← 通信を行わない時間 → ← 通信を行う時間 →

0 3 6 9 12 15 18 21 24      0時間      24時間

全ての無線局で通信を行わない時間帯がない場合、または通信を行う時間帯が不定期で特定できない場合、回答欄の「0 時間」を○で囲んでください。

無線局A ← 通信を行う時間 → ← 通信を行わない時間 →  
無線局B ← 通信を行わない時間 → ← 通信を行う時間 →

0 3 6 9 12 15 18 21 24      0時間      24時間

緊急時のみ通信を行う無線局等、平時においてすべての無線局が24時間通信を行っていない電波利用システムの場合、回答欄の「24 時間」を○で囲んでください（塗りつぶしは省略可能です）。

無線局A ← 通信を行わない時間 →  
無線局B ← 通信を行わない時間 →

0 3 6 9 12 15 18 21 24      0時間      24時間

全てを塗りつぶすか、「24時間」を○で囲む

➤ 記述の回答欄が足りない場合

記述の回答欄が足りない場合は、本調査票の回答欄に「別紙参照」と記載の上、以下の例を参考に別紙を作成して下さい。

(記入例)

別紙  
Q1.11 代替困難な理由  
.....のため

**3. 調査票入力ツール**

本調査票の代わりに、調査票入力ツールを使用して電子的に回答を作成することも可能です。(複数の電波利用システム開設にも対応しています。)

インターネット上の総務省電波利用ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

【総務省電波利用ホームページ 調査票入力ツール】

URL : <http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/tool/stool/index.htm>

## 基本情報記載欄

### 免許人情報

免許人情報を記入して下さい。なお、ご記入いただいた内容は、平成 23 年度電波の利用状況調査における回答内容の確認等を行う際に使用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません。

免許人名	
管理コード (※)	— —
記入者住所	( 〒 — )
記入者名	
所属部署名	
TEL	
FAX	
E-mail	

※ 調査依頼通知書に記載された管理コードを記入する。(記入例 : A - M88soumu - 01)

### 調査対象情報

調査対象情報については、調査対象リスト「電波利用システム一覧」(6 ページ及び7 ページ)に掲載されている電波利用システムの調査票 ID 及び名称をご記入願います。調査対象となる電波利用システムは調査依頼通知書を参照願います。

1 つの調査票に対し、1 つの電波利用システムについての回答をお願いします。(電波利用システムが複数ある場合、1 ページを参照してください。)

なお、グループの番号は便宜上付けたものであり、順序に意味はありません。

#### 【調査対象】

調査票 ID	電波利用システム

引き続き、共通調査事項 (Q0) 及び個別調査事項 (Q1~Q5) を回答して下さい。なお、個別調査事項 (Q1~Q5) は電波利用システムごとに調査内容が異なるため、「電波利用システム一覧」(6 ページ及び7 ページ) の表で指定したページの設問について回答してください。

総務省 平成 23 年度 電波の利用状況調査(770MHz 以下のもの)  
調査票

【電波利用システム一覧】

グループ	調査票 ID	電波利用システム	ページ
1	1-1	防災無線(固定局)60MHz	p.8 (共通) 及び p.9~12 (個別)
	1-2	防災無線(基地局・携帯基地局)60MHz	
2	2-1	その他の防災無線(固定局)150MHz	p.8 (共通) 及び p.13~20 (個別)
	2-2	その他の防災無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	2-3	県防災端末系無線(固定局)150MHz	
	2-4	県防災端末系無線(固定局)400MHz	
	2-5	県防災端末系無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	2-6	県防災端末系無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	2-7	県防災端末系デジタル無線(固定局)400MHz	
	2-8	県防災端末系デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	2-9	市町村防災用無線(固定局)150MHz	
	2-10	市町村防災用無線(固定局)400MHz	
	2-11	市町村防災用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	2-12	市町村防災用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	2-13	市町村防災用同報無線(固定局)60MHz	
	2-14	消防用無線(固定局)150MHz	
	2-15	消防用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	2-16	消防用無線(固定局)60MHz	
	2-17	消防用無線(基地局・携帯基地局)40MHz	
3	3-1	その他の防災無線(固定局)400MHz	p.8 (共通) 及び p.21~24 (個別)
	3-2	消防用無線(固定局)400MHz	
	3-3	公共業務用無線(固定局)60MHz	
	3-4	公共業務用無線(固定局)150MHz	
	3-5	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)60MHz	
	3-6	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)150MHz	
	3-7	水防道路用無線(固定局)HF	
	3-8	水防道路用無線(固定局)60MHz	
	3-9	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)60MHz	
	3-10	道路管理用無線(固定局)150MHz	
	3-11	ガス事業用無線(固定局)60MHz	
	3-12	ガス事業用無線(固定局)150MHz	
	3-13	電気事業用無線(固定局)60MHz	
	3-14	電気事業用無線(固定局)150MHz	
	3-15	電気事業用無線(基地局・携帯基地局)60MHz	
	3-16	列車無線(固定局)60MHz	
	3-17	列車無線(固定局)150MHz	
	3-18	電気通信業務用無線(固定局)60MHz	
	3-19	電気通信業務用移動多重無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	3-20	マリンホーン(固定局)350MHz	
	3-21	マリンホーン(基地局・携帯基地局)350MHz	



総務省 平成 23 年度 電波の利用状況調査(770MHz 以下のもの)  
調査票

グループ	調査票 ID	電波利用システム	ページ
4	4-1	その他の防災無線(基地局・携帯基地局)400MHz	p.8 (共通) 及び p.25～27 (個別)
	4-2	消防用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	4-3	公共業務用無線(固定局)400MHz	
	4-4	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz	
	4-5	水防道路用無線(固定局)400MHz	
	4-6	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	4-7	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	4-8	道路管理用無線(固定局)400MHz	
	4-9	道路管理用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	4-10	道路管理用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	4-11	ガス事業用無線(固定局)400MHz	
	4-12	ガス事業用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	4-13	ガス事業用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	
	4-14	電気事業用無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	4-15	列車無線(固定局)400MHz	
	4-16	列車無線(基地局・携帯基地局)150MHz	
	4-17	列車無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz	
	4-18	固定多重通信用無線(固定局)400MHz	
5	5-1	一般業務用無線(固定局)60MHz	p.8 (共通) 及び p.28～30 (個別)
	5-2	一般業務用無線(固定局)150MHz	
	5-3	一般業務用無線(固定局)250MHz	
	5-4	非常警報用無線(固定局)60MHz	
	5-5	テレメーター用無線(固定局)60MHz、70MHz、150MHz	

## 設 問 票

### Q0 共通調査事項

#### Q0.01 管理規程の有無

無線局を適切に管理及び運用するため、無線局の管理規程を策定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「管理規程」とは、無線局の管理・運用・保守を行うに当たって、免許人において必要な事項を定めたものとし、管理規程としては定めていないが、保守を委託しており、契約書等により委託会社を管理している場合には、管理規程を定めているものとして判断してよいものとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局に対応した管理規程を定めている	【      】
2. 当該システムの一部の無線局に対応した管理規程を定めている	【      】
3. 管理規程を定めていない	【      】

#### Q0.02 管理責任者配置の有無

無線局に管理責任者を配置していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「管理責任者」とは、無線局の管理・運用・保守について責任を持つ者とし、専任・兼任又は常駐の有無を問わないものとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について管理責任者を配置している	【      】
2. 当該システムの一部の無線局について管理責任者を配置している	【      】
3. 管理責任者を配置していない	【      】

#### Q0.03 点検実施の有無

無線局において、測定器による装置の点検を実施していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について点検を実施している	【      】
2. 当該システムの一部の無線局について点検を実施している	【      】
3. 点検を実施していない	【      】

## Q1 グループ 1 (個別調査事項)

グループ 1 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
1-1	防災無線(固定局)60MHz
1-2	防災無線(基地局・携帯基地局)60MHz

### Q1.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目(地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策)について、該当する選択肢(1~3)のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備 の設置等)	水害対策 (地上 2 階以上 に設置や防水扉 による対策等)	故障対策 (代替用予備機 の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
2. 当該システムの一部の無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
3. 対策を行っていない	【    】	【    】	【    】	【    】

### Q1.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q1.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合)に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか(外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等)。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【    】
3. 復旧体制が整備されていない	【    】

### Q1.03 運用可能時間(予備電源の有無)

発動発電機や蓄電池(建物からの予備電源供給を含む)の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【    】
3. 予備電源を保有していない	【    】

### Q1.04 運用可能時間(具体的な時間)

『Q1.03 運用可能時間(予備電源の有無)』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(予備電源を保有している場合)は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢

に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
- (注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1.	3 時間以上	【    】
2.	3 時間未満	【    】

**Q1.05 通信量の管理の有無**

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【    】
2.	当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【    】
3.	通信量を管理していない	【    】

**Q1.06 24 時間運用している無線局の有無**

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手局からの呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【    】
2.	当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【    】
3.	24 時間運用している無線局は存在しない	【    】

**Q1.07 通信を行わない時間帯**

『Q1.06 24 時間運用している無線局の有無』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3 ページを参照して下さい。
- (注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。
- (注3) 0 時間超～1 時間未満は 1 時間、1 時間超～2 時間未満は 2 時間のように切上げ、1 時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

	0 時間    24 時間
--	---------------

**Q1.08 移行可能性**

保持する無線局について他の周波数帯に移行することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について移行が可能	【    】
2.	当該システムの一部の無線局について移行が可能	【    】

3. 将来移行可能な周波数帯が提示されれば検討	【     】
-------------------------	---------

**Q1.09 代替可能性**

現在の通信手段を他の電気通信手段（有線系を含む。）に代替することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について代替することが可能	【     】
2. 当該システムの一部の無線局について代替することが可能	【     】
3. 代替することは困難	【     】

**Q1.10 代替時期**

『Q1.09 代替可能性』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（代替する可能性ありの場合）は、代替が可能な全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成 23 年度中）	【     】
2. 1年超 3年以内（平成 24 年度または平成 25 年度中）	【     】
3. 3年超 5年以内（平成 26 年度または平成 27 年度中）	【     】
4. 5年超 7年以内（平成 28 年度または平成 29 年度中）	【     】
5. 7年超 9年以内（平成 30 年度または平成 31 年度中）	【     】
6. 9年超 12年以内（平成 32 年度、平成 33 年度または平成 34 年度中）	【     】

**Q1.11 代替困難な理由**

『Q1.09 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合（一部又は全ての無線局について代替困難の場合）は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

（注2） 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】（複数選択可）

1. 非常災害時等における信頼性が確保できないため	【     】
2. 経済的な理由のため	【     】
3. 地理的に制約があるため	【     】
4. 必要な回線品質が得られないため	【     】
5. 代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【     】
6. その他	【     】

具体的な理由：

以上で、グループ 1 の個別調査事項は終了です。

ご協力いただきありがとうございました。

本調査に関するご意見等は 31 ページの欄内にご記入下さい。

## Q2 グループ 2 (個別調査事項)

グループ 2 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
2-1	その他の防災無線(固定局)150MHz
2-2	その他の防災無線(基地局・携帯基地局)150MHz
2-3	県防災端末系無線(固定局)150MHz
2-4	県防災端末系無線(固定局)400MHz
2-5	県防災端末系無線(基地局・携帯基地局)150MHz
2-6	県防災端末系無線(基地局・携帯基地局)400MHz
2-7	県防災端末系デジタル無線(固定局)400MHz
2-8	県防災端末系デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz
2-9	市町村防災用無線(固定局)150MHz
2-10	市町村防災用無線(固定局)400MHz
2-11	市町村防災用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
2-12	市町村防災用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
2-13	市町村防災用同報無線(固定局)60MHz
2-14	消防用無線(固定局)150MHz
2-15	消防用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
2-16	消防用無線(固定局)60MHz
2-17	消防用無線(基地局・携帯基地局)40MHz

### Q2.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目(地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策)について、該当する選択肢(1~3)のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消化設備 の設置等)	水害対策 (地上 2 階以上 に設置や防水扉 による対策等)	故障対策 (代替用予備機 の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
2. 当該システムの一部の無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
3. 対策を行っていない	【    】	【    】	【    】	【    】

### Q2.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q2.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合)に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか(外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等)。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【    】
----------------------------------	--------

2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【      】
3. 復旧体制が整備されていない	【      】

**Q2.03 運用可能時間（予備電源の有無）**

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【      】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【      】
3. 予備電源を保有していない	【      】

**Q2.04 運用可能時間（具体的な時間）**

『Q2.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注2） 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注3） 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。

（注4） 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3 時間以上	【      】
2. 3 時間未満	【      】

**Q2.05 通信量の管理の有無**

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【      】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【      】
3. 通信量を管理していない	【      】

**Q2.06 24 時間運用している無線局の有無**

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 相手局からの呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【      】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【      】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【      】

**Q2.07 通信を行わない時間帯**

『Q2.06 24 時間運用している無線局の有無』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務





5.	当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【      】	→Q2.09.1 及び Q2.09.3 へ
6.	当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【      】	→Q2.09.2 及び Q2.09.3 へ
7.	当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【      】	→Q2.09.1 及び Q2.09.2 及び Q2.09.3 へ

**Q2.09.1 移行完了予定時期（全部）**

『Q2.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1.」又は「4.」、「5.」、「7.」を選択した場合（移行する予定ありの場合）は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	平成 23 年度中	【      】
2.	平成 24 年度中	【      】
3.	平成 25 年度中	【      】
4.	平成 26 年度中	【      】
5.	平成 27 年度中	【      】
6.	平成 28 年度中	【      】
7.	平成 29 年度中	【      】
8.	平成 30 年度中	【      】
9.	平成 31 年度中	【      】
10.	平成 32 年度中	【      】
11.	平成 33 年度中	【      】
12.	平成 34 年度中	【      】

**Q2.09.2 代替完了予定時期（全部）**

『Q2.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」、「6.」、「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	平成 23 年度中	【      】
2.	平成 24 年度中	【      】
3.	平成 25 年度中	【      】
4.	平成 26 年度中	【      】
5.	平成 27 年度中	【      】
6.	平成 28 年度中	【      】
7.	平成 29 年度中	【      】
8.	平成 30 年度中	【      】

9.	平成 31 年度中	【    】
10.	平成 32 年度中	【    】
11.	平成 33 年度中	【    】
12.	平成 34 年度中	【    】

**Q2.09.3 廃止完了予定時期（全部）**

『Q2.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」、「6.」、「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	平成 23 年度中	【    】
2.	平成 24 年度中	【    】
3.	平成 25 年度中	【    】
4.	平成 26 年度中	【    】
5.	平成 27 年度中	【    】
6.	平成 28 年度中	【    】
7.	平成 29 年度中	【    】
8.	平成 30 年度中	【    】
9.	平成 31 年度中	【    】
10.	平成 32 年度中	【    】
11.	平成 33 年度中	【    】
12.	平成 34 年度中	【    】

**Q2.10 移行・代替・廃止予定（一部）**

『Q2.08 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「2.」を選択した場合（一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合）は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの一部の無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【    】	→Q2.10.1 へ
2.	当該システムの一部の無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【    】	→Q2.10.2 へ
3.	当該システムの一部の無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【    】	→Q2.10.3 へ
4.	当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【    】	→Q2.10.1 及び Q2.10.2 へ
5.	当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【    】	→Q2.10.1 及び Q2.10.3 へ
6.	当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【    】	→Q2.10.2 及び Q2.10.3 へ

(移行の予定なし)	
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【      】

→Q2.10.1 及び  
Q2.10.2 及び  
Q2.10.3 へ

**Q2.10.1 移行完了予定時期（一部）**

『Q2.10. 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1.」又は「4.」、「5.」、「7.」を選択した場合（移行する予定ありの場合）は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 平成 23 年度中	【      】
2. 平成 24 年度中	【      】
3. 平成 25 年度中	【      】
4. 平成 26 年度中	【      】
5. 平成 27 年度中	【      】
6. 平成 28 年度中	【      】
7. 平成 29 年度中	【      】
8. 平成 30 年度中	【      】
9. 平成 31 年度中	【      】
10. 平成 32 年度中	【      】
11. 平成 33 年度中	【      】
12. 平成 34 年度中	【      】

**Q2.10.2 代替完了予定時期（一部）**

『Q2.10. 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」、「6.」、「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 平成 23 年度中	【      】
2. 平成 24 年度中	【      】
3. 平成 25 年度中	【      】
4. 平成 26 年度中	【      】
5. 平成 27 年度中	【      】
6. 平成 28 年度中	【      】
7. 平成 29 年度中	【      】
8. 平成 30 年度中	【      】
9. 平成 31 年度中	【      】
10. 平成 32 年度中	【      】
11. 平成 33 年度中	【      】

12. 平成 34 年度中	【      】
---------------	----------

**Q2.10.3 廃止完了予定時期（一部）**

『Q2.10. 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」、「6.」、「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 平成 23 年度中	【      】
2. 平成 24 年度中	【      】
3. 平成 25 年度中	【      】
4. 平成 26 年度中	【      】
5. 平成 27 年度中	【      】
6. 平成 28 年度中	【      】
7. 平成 29 年度中	【      】
8. 平成 30 年度中	【      】
9. 平成 31 年度中	【      】
10. 平成 32 年度中	【      】
11. 平成 33 年度中	【      】
12. 平成 34 年度中	【      】

**Q2.11 移行・代替・廃止手段**

『Q2.08 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「1.」「2.」を選択した場合（現在移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合）は、移行・代替・廃止手段について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 手段が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

（注2） 『移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」「5.」「6.」「7.」を選択した場合は、本設問の選択肢「5.」も併せて選択してください。

（注3） 「6. その他」を選択した場合は、具体的な手段を記入して下さい。

【回答欄】（複数選択可）

1. 260MHz 帯のデジタル無線へ移行	【      】
2. 60MHz 帯のデジタル無線へ移行	【      】
3. MCA 陸上移動通信へ代替	【      】
4. 電気通信事業者が提供する移動無線サービスへ代替	【      】
5. 他の無線システムへの移行・代替は行わず廃止	【      】
6. その他	【      】

具体的な手段：

以上で、グループ 2 の個別調査事項は終了です。

ご協力いただきありがとうございました。

本調査に関するご意見等は 31 ページの欄内にご記入下さい。

### Q3 グループ 3 (個別調査事項)

グループ 3 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
3-1	その他の防災無線(固定局)400MHz
3-2	消防用無線(固定局)400MHz
3-3	公共業務用無線(固定局)60MHz
3-4	公共業務用無線(固定局)150MHz
3-5	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)60MHz
3-6	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)150MHz
3-7	水防道路用無線(固定局)HF
3-8	水防道路用無線(固定局)60MHz
3-9	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)60MHz
3-10	道路管理用無線(固定局)150MHz
3-11	ガス事業用無線(固定局)60MHz
3-12	ガス事業用無線(固定局)150MHz
3-13	電気事業用無線(固定局)60MHz
3-14	電気事業用無線(固定局)150MHz
3-15	電気事業用無線(基地局・携帯基地局)60MHz
3-16	列車無線(固定局)60MHz
3-17	列車無線(固定局)150MHz
3-18	電気通信業務用無線(固定局)60MHz
3-19	電気通信業務用移動多重無線(基地局・携帯基地局)400MHz
3-20	マリンホーン(固定局)350MHz
3-21	マリンホーン(基地局・携帯基地局)350MHz

#### Q3.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目(地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策)について、該当する選択肢(1~3)のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消化設備 の設置等)	水害対策 (地上2階以上 に設置や防水扉 による対策等)	故障対策 (代替用予備機 の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
2. 当該システムの一部の無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
3. 対策を行っていない	【    】	【    】	【    】	【    】

#### Q3.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q3.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合)に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか(外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されて

いる 等)。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【     】
2.	当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【     】
3.	復旧体制が整備されていない	【     】

**Q3.03 運用可能時間（予備電源の有無）**

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【     】
2.	当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【     】
3.	予備電源を保有していない	【     】

**Q3.04 運用可能時間（具体的な時間）**

『Q3.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注2） 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注3） 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。

（注4） 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1.	3 時間以上	【     】
2.	3 時間未満	【     】

**Q3.05 通信量の管理の有無**

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【     】
2.	当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【     】
3.	通信量を管理していない	【     】

**Q3.06 24 時間運用している無線局の有無**

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 相手局からの呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【     】
2.	当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【     】
3.	24 時間運用している無線局は存在しない	【     】





1.	1 年以内 (平成 23 年度中)	【    】
2.	1 年超 3 年以内 (平成 24 年度または平成 25 年度中)	【    】
3.	3 年超 5 年以内 (平成 26 年度または平成 27 年度中)	【    】
4.	5 年超 7 年以内 (平成 28 年度または平成 29 年度中)	【    】
5.	7 年超 9 年以内 (平成 30 年度または平成 31 年度中)	【    】
6.	9 年超 12 年以内 (平成 32 年度、平成 33 年度または平成 34 年度中)	【    】
7.	12 年超 (平成 35 年度以降)	【    】

**Q3.12 代替困難な理由**

『Q3.10 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合（一部又は全ての無線局について代替困難の場合）は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

(注2) 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】（複数選択可）

1.	非常災害時等における信頼性が確保できないため	【    】
2.	経済的な理由のため	【    】
3.	地理的に制約があるため	【    】
4.	必要な回線品質が得られないため	【    】
5.	代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【    】
6.	その他	【    】
具体的な理由：		

以上で、グループ 3 の個別調査事項は終了です。

ご協力いただきありがとうございました。

本調査に関するご意見等は 31 ページの欄内にご記入下さい。

#### Q4 グループ 4 (個別調査事項)

グループ 4 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
4-1	その他の防災無線(基地局・携帯基地局)400MHz
4-2	消防用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
4-3	公共業務用無線(固定局)400MHz
4-4	公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
4-5	水防道路用無線(固定局)400MHz
4-6	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
4-7	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
4-8	道路管理用無線(固定局)400MHz
4-9	道路管理用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
4-10	道路管理用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
4-11	ガス事業用無線(固定局)400MHz
4-12	ガス事業用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
4-13	ガス事業用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
4-14	電気事業用無線(基地局・携帯基地局)150MHz
4-15	列車無線(固定局)400MHz
4-16	列車無線(基地局・携帯基地局)150MHz
4-17	列車無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
4-18	固定多重通信用無線(固定局)400MHz

##### Q4.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目(地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策)について、該当する選択肢(1~3)のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消化設備 の設置等)	水害対策 (地上 2 階以上 に設置や防水扉 による対策等)	故障対策 (代替予備機 の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
2. 当該システムの一部の無線局 について対策を行っている	【    】	【    】	【    】	【    】
3. 対策を行っていない	【    】	【    】	【    】	【    】

##### Q4.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q4.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合)に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか(外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等)。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【    】
3. 復旧体制が整備されていない	【    】

**Q4.03 運用可能時間（予備電源の有無）**

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【    】
3. 予備電源を保有していない	【    】

**Q4.04 運用可能時間（具体的な時間）**

『Q4.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注1） 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注2） 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。

（注3） 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。

（注4） 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3 時間以上	【    】
2. 3 時間未満	【    】

**Q4.05 通信量の管理の有無**

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【    】
3. 通信量を管理していない	【    】

**Q4.06 24 時間運用している無線局の有無**

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 相手局からの呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【    】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【    】

**Q4.07 通信を行わない時間帯**

『Q4.06 24 時間運用している無線局の有無』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運



### Q5 グループ 5 (個別調査事項)

グループ 5 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
5-1	一般業務用無線(固定局)60MHz
5-2	一般業務用無線(固定局)150MHz
5-3	一般業務用無線(固定局)250MHz
5-4	非常警報用無線(固定局)60MHz
5-5	テレメーター用無線(固定局)60MHz、70MHz、150MHz

#### Q5.01 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理(把握)することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【       】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【       】
3. 通信量を管理していない	【       】

#### Q5.02 24 時間運用している無線局の有無

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 相手局からの呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【       】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【       】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【       】

#### Q5.03 通信を行わない時間帯

『Q5.02 24 時間運用している無線局の有無』において、選択肢「3.」を選択した場合(24 時間運用している無線局は存在しない場合)は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯(例えば、業務時間終了後等)の内訳を塗りつぶして下さい。

(注1) 記入方法については、3 ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0 時間超～1 時間未満は 1 時間、1 時間超～2 時間未満は 2 時間のように切上げ、1 時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

	0 時間    24 時間
--	---------------

#### Q5.04 デジタル技術(又はナロー化技術)

電波を有効利用するため、デジタル技術(又はナロー化技術)を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

(注2) この設問におけるデジタル技術とは、RZSSB(実数零点単側波帯)を含むこととします。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【    】
2. 5年以内に導入予定	【    】
3. 10年以内に導入予定	【    】
4. 導入予定なし	【    】

#### Q5.05 移行可能性

保持する無線局について他の周波数帯に移行することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行が可能	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について移行が可能	【    】
3. 将来移行可能な周波数帯が提示されれば検討	【    】

#### Q5.06 代替可能性

現在の通信手段を他の電気通信手段(有線系を含む。)に代替することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について代替することが可能	【    】
2. 当該システムの一部の無線局について代替することが可能	【    】
3. 代替することは困難	【    】

#### Q5.07 代替時期

『Q5.06 代替可能性』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(代替する可能性ありの場合)は、代替が可能な全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内(平成23年度中)	【    】
2. 1年超3年以内(平成24年度または平成25年度中)	【    】
3. 3年超5年以内(平成26年度または平成27年度中)	【    】
4. 5年超7年以内(平成28年度または平成29年度中)	【    】
5. 7年超9年以内(平成30年度または平成31年度中)	【    】
6. 9年超12年以内(平成32年度、平成33年度または平成34年度中)	【    】
7. 12年超(平成35年度以降)	【    】

#### Q5.08 代替困難な理由

『Q5.06 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合(一部又は全ての無線局について代替困難の場合)は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

(注2) 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】（複数選択可）

1. 非常災害時等における信頼性が確保できないため	【    】
2. 経済的な理由のため	【    】
3. 地理的に制約があるため	【    】
4. 必要な回線品質が得られないため	【    】
5. 代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【    】
6. その他	【    】
具体的な理由：	

以上で、グループ 5 の個別調査事項は終了です。

ご協力いただきありがとうございました。

本調査に関するご意見等は 31 ページの欄内にご記入下さい。



## ご 意 見

本調査に関してご意見等ございましたら、以下の欄内にご記入下さい。  
今後の調査の参考にさせていただきます。

本調査にご協力いただきありがとうございました。